



KAKAMIGAHARA PARK BRIDGE (ウッドデザイン賞2021林野庁長官賞)

## 第Ⅲ章

# 木材需給・利用と木材産業

我が国では古くから、木材を建築、生活用品、燃料等に多用してきた。我が国の木材需要は近年では回復傾向にあり、合板等への国産材の利用が進んだことなどから、国産材供給量は増加傾向にある。令和2（2020）年は、新型コロナウイルス感染症の影響等により木材の総需要量は落ち込んだものの、木材自給率は10年連続で上昇しており、令和2（2020）年は41.8%となった。

木材の利用は、地球温暖化の防止、森林の有する多面的機能の持続的な発揮、地域経済の活性化にも貢献する。近年では、住宅分野に加え、公共建築物だけでなく、民間建築物も含めた非住宅分野における構造・内外装での木材利用や、木質バイオマスのエネルギー利用等の多様な木材利用の取組が進められている。このような中、品質・性能の確かな製品の供給、需要者のニーズに応じた製品の安定供給及び原木の安定供給体制の構築に取り組む必要がある。

本章では、木材需給の動向、木材利用の動向及び木材産業の動向等について記述する。



## 1. 木材需給の動向

### (1) 世界の木材需給の動向

#### (ア) 世界の木材需給の概況

##### (世界の木材消費量及び生産量)

国際連合食糧農業機関(FAO<sup>\*1</sup>)によると、世界の産業用丸太の消費量は、近年おおよそ20億 $\text{m}^3$ で推移しており、2020年は前年比2%減の19億8,602万 $\text{m}^3$ であった。産業用丸太以外の燃料用丸太については、2020年の世界の消費量は前年比1%減の19億2,599万 $\text{m}^3$ であり、99%以上が生産国内で消費されている。

また、世界の産業用丸太の2020年の生産量は、前年比2%減の19億8,369万 $\text{m}^3$ であった。また、製材の生産量は、前年比3%減の4億7,273万 $\text{m}^3$ 、合板等の生産量は、前年比1%減の3億6,825万 $\text{m}^3$ であった<sup>\*2</sup>。

##### (世界の木材輸入量の動向)

2020年における世界全体の木材輸入量は、産業用丸太については、前年比3%減の1億3,615万 $\text{m}^3$ であった。中国が世界最大の輸入国で、2010年と比べると、輸入量は3,434万 $\text{m}^3$ から5,954万 $\text{m}^3$ に73%増加した。世界の輸入量に占める中国の割合も31%から44%に上昇した。一方、我が国の輸入量は476万 $\text{m}^3$ から219万 $\text{m}^3$ に54%減少し、全世界の輸入量に占める割合は4%から2%に低下した。

製材については、前年比5%減の1億4,468万 $\text{m}^3$ であった。2010年と比べると、中国の輸入量が1,476万 $\text{m}^3$ から3,384万 $\text{m}^3$ に2.3倍増加し、世界最大の製材輸入国となった。米国では、その間に輸入量が1,658万 $\text{m}^3$ から2,626万 $\text{m}^3$ に1.6倍増加したが、2020年の輸入量は中国を下回った。一方、我が国の輸入量は641万 $\text{m}^3$ から504万 $\text{m}^3$ に21%減少した。

合板等については、2020年の世界全体の輸入量は前年比4%減の8,660万 $\text{m}^3$ であった。2010年と比べると、米国の輸入量が790万 $\text{m}^3$ から1,446万 $\text{m}^3$ に83%増加した。一方、我が国の輸入量は400万 $\text{m}^3$ から266万 $\text{m}^3$ に33%減少した(資料Ⅲ-1)。

##### (世界の木材輸出量の動向)

2020年の世界全体の木材輸出量は、産業用丸太については、前年比1%減の1億3,381万 $\text{m}^3$ であった<sup>\*3</sup>。2010年と比べると、中国の需要増加により、ニュージーランドの輸出量が1,075万 $\text{m}^3$ から2,186万 $\text{m}^3$ に倍増して、世界最大の輸出国となった。

製材については、前年比3%減の1億5,283万 $\text{m}^3$ であった。2010年と比べると、ロシアが丸太から製品輸出へシフトしたことから、1,769万 $\text{m}^3$ から3,138万 $\text{m}^3$ に1.8倍増加し、カナダを抜いて世界最大の輸出国となった。

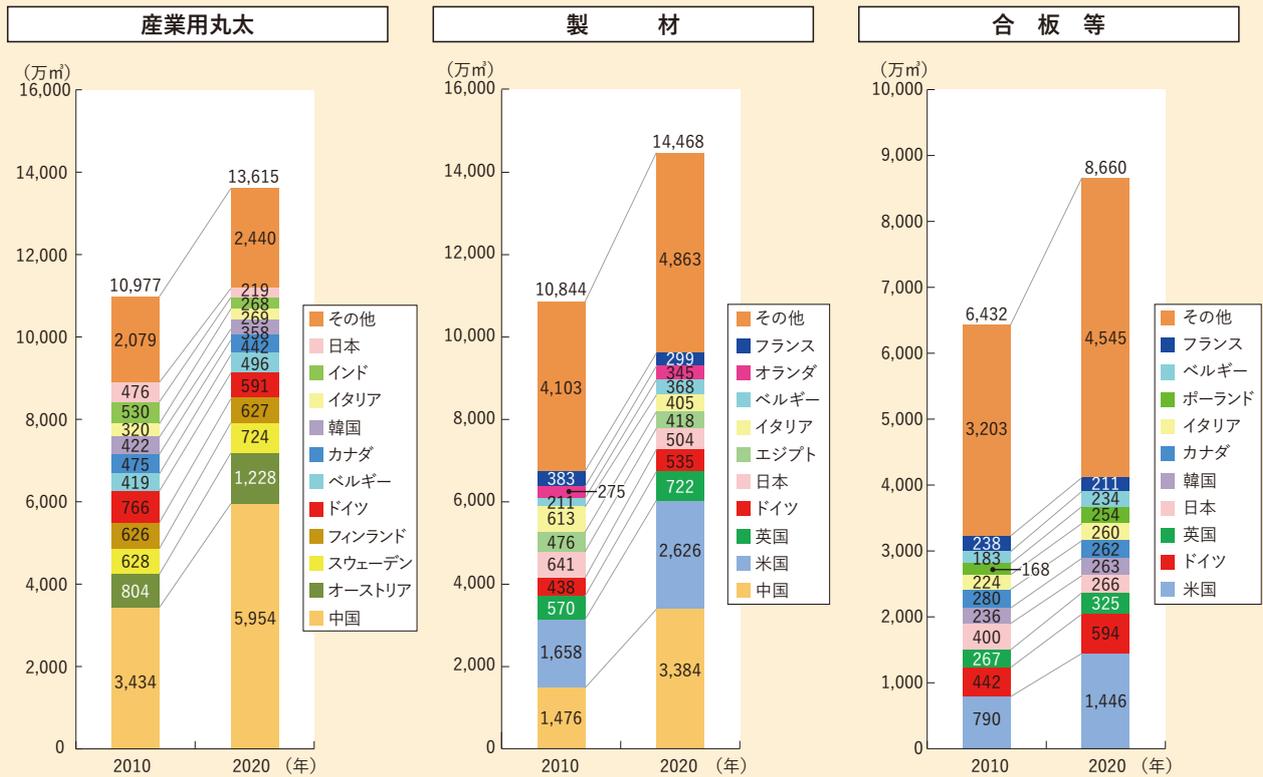
合板等については、前年比2%減の8,792万 $\text{m}^3$ であった。2010年と比べると、中国が994万 $\text{m}^3$ から1,250万 $\text{m}^3$ に26%増加し、引き続き世界最大の輸出国であった(資料Ⅲ-2)。

\*1 「Food and Agriculture Organization of the United Nations」の略。

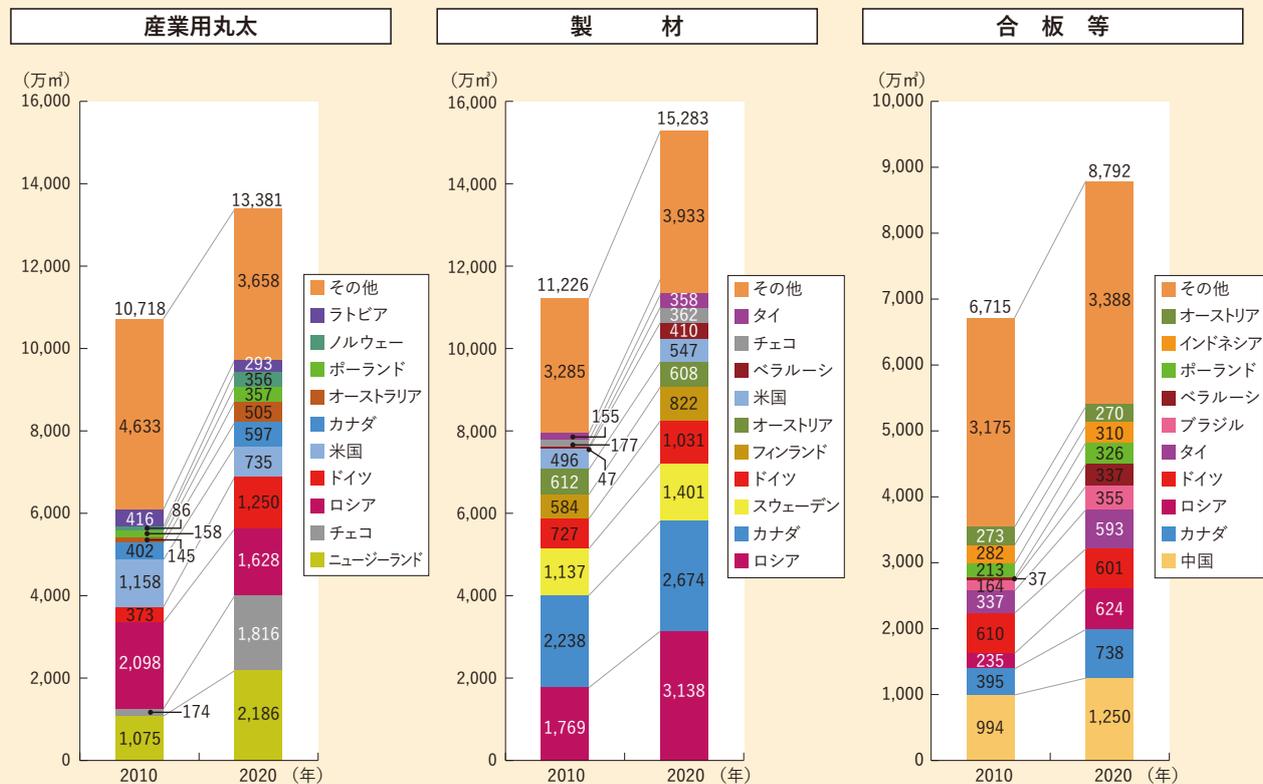
\*2 FAO「FAOSTAT」(2021年12月16日現在有効なもの)。消費量は生産量に輸入量を加え、輸出量を除いたもの。

\*3 輸入量と輸出量の差は、輸出入時の検量方法の違い等によるものと考えられる。

### 資料Ⅲ-1 世界の木材(産業用丸太・製材・合板等)輸入量(主要国別)



### 資料Ⅲ-2 世界の木材(産業用丸太・製材・合板等)輸出量(主要国別)



注1：合板等には、合板、パーティクルボード、OSB及び繊維板を含む。  
 注2：計の不一致は四捨五入による。  
 資料：FAO「FAOSTAT」(2021年12月16日現在有効なもの)



## (イ) 2020年の各地域における木材需給の動向

### (米国の動向<sup>\*4</sup>)

米国では、新型コロナウイルス感染症の影響の下、自宅待機要請に伴う自宅の改築・改修の増加と記録的な低金利の住宅ローンにより、住宅着工数が増加し、2020年第2四半期以降、木材需要が回復した。同年7月以降は、木材価格が急激に上昇して、年末には歴史的な水準まで高騰した。

### (欧州の動向<sup>\*5</sup>)

欧州では、2020年6月に経済活動が再開されると、堅調な建築市場とDIY需要の増加により、域内の需要が回復した。米国での木材需要の高まりに伴い、米国への輸出も増加した。キクイムシ被害木の処理により、原木<sup>\*6</sup>供給は増加した。

### (東南アジアの動向<sup>\*7</sup>)

マレーシアやインドネシアで、合板等の生産が停滞した。マレーシアでは、インドネシアとの国境間移動について、新型コロナウイルス感染症の水際措置として制限がなされたことにより、合板工場等における労働力が不足するとともに、悪天候も重なって原木供給が不足した。

### (ニュージーランドの動向<sup>\*8</sup>)

ニュージーランドでは、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、2020年4月に木材の伐採・輸出を一時的に停止したが、再開後は、中国への輸出が大幅に回復した。

### (中国の動向<sup>\*9</sup>)

中国では、新型コロナウイルス感染症の影響下においても、近年の経済拡大に伴う木材需要増が伸展しており、丸太輸入量は横ばいで推移した。特にドイツ、チェコなどの安価なキクイムシ被害木の輸入量が増加した。一方、中国の税関は、豪州産の輸入木材から害虫が発見されたことを理由として、2020年12月から豪州産の全ての丸太輸入を禁止した。

### (ウ) 国際貿易交渉の動向

我が国は、幅広い国や地域とのEPA<sup>\*10</sup>・FTA<sup>\*11</sup>等の締結に取り組んできた。平成30(2018)年に「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(TPP11協定)<sup>\*12</sup>」、平成31(2019)年に「経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定(日EU・EPA)」、令和2(2020)年に「日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定(日米貿易協定)」、令和3(2021)年に「包



木材貿易の現状/EPA・FTA  
[https://www.rinya.maff.go.jp/j/boutai/boueki\\_genjou.html](https://www.rinya.maff.go.jp/j/boutai/boueki_genjou.html)

\*4 令和2(2020)年12月17日付け日刊木材新聞2面

\*5 令和3(2021)年1月7日付け日刊木材新聞5面、経済産業省プレスリリース「海外現地法人四半期調査にみる主要地域(米・中・欧・ASEAN10)における現地法人の状況」(令和2(2020)年12月25日付け)、令和3(2021)年1月27日付けRandom Lengths「Outlook 2021 — Part Two Recovery from pandemic will set the 2021 tone in Europe」

\*6 製材・合板等の原材料となる丸太。

\*7 令和2(2020)年12月21日付け木材建材ウイクリー: 23-24。

\*8 令和2(2020)年12月9日付けRandom Lengths「New Zealand exports to China recover from pandemic」

\*9 令和3(2021)年2月11日付け日刊木材新聞1面、令和3(2021)年1月8日付けWealth「豪州木材、とうとう残る2州も禁輸=中国」Vol.484:5。

\*10 「Economic Partnership Agreement」の略。

\*11 「Free Trade Agreement」の略。

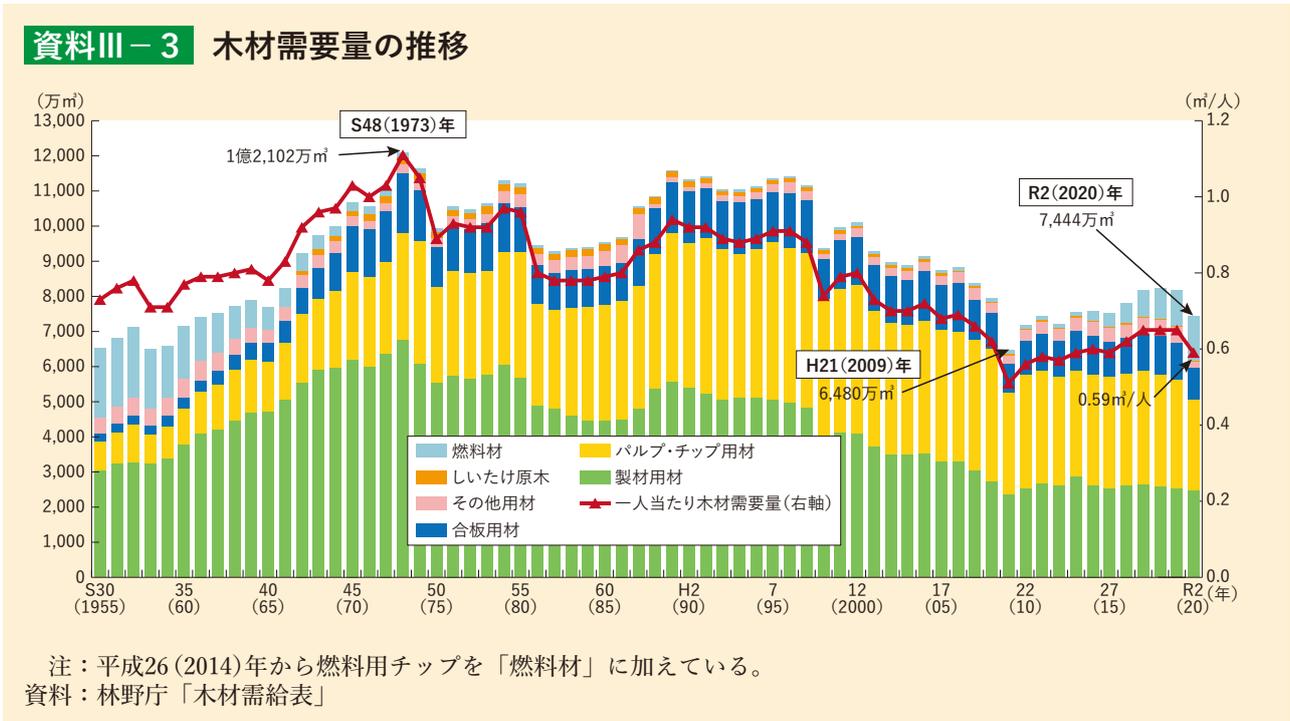
\*12 TPP11協定:「Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership(CPTPP)」。TPP協定は2016年に12か国が署名したもので、TPP11協定は、米国の離脱宣言後の2017年に大筋合意したものの。

括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定(日英EPA)」が発効した。

令和4(2022)年1月には、「地域的な包括的経済連携<sup>アールセップ</sup>(RCEP\*13)協定」が発効(韓国に対しては令和4(2022)年2月に発効)した。輸出関心品目として、中国においては、合板(針葉樹)、加工木材(針葉樹)等、韓国においては、建築用木工品(窓、戸、杭、梁)等が関税撤廃となった。

## (2) 我が国の木材需給の動向 (木材需要は回復傾向)

我が国の木材需要量\*14は、昭和48(1973)年に過去最高の1億2,102万<sup>m</sup>3となったが、オイルショックやバブル景気崩壊後の景気後退等により減少傾向となり、平成21(2009)年にはリーマンショックの影響により、前年比19%減の6,480万<sup>m</sup>3と大幅に減少した。近年は、木質バイオマス発電施設等での燃料材の利用増加等により、平成20(2008)年の水準を上回るまでに回復していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2(2020)年の木材需要量は前年比9.1%減の7,444万<sup>m</sup>3となった。令和2(2020)年の我が国の人口一人当たり木材需要量は0.59<sup>m</sup>3/人となっている。木造の新設住宅着工戸数の減少等から用材の需要量は前年に比べて988万<sup>m</sup>3減少し、前年比13.9%減の6,139万<sup>m</sup>3となる一方、燃料材は木質バイオマス発電施設等での利用や在庫の積み増しにより、前年に比べて242万<sup>m</sup>3増加し、前年比23.3%増の1,281万<sup>m</sup>3となった。内訳をみると製材用材が33.0%(2,460万<sup>m</sup>3)、合板用材が12.0%(892万<sup>m</sup>3)、パルプ・チップ用材が35.0%(2,606万<sup>m</sup>3)、その他用材が2.4%(181万<sup>m</sup>3)、燃料材が17.2%(1,281万<sup>m</sup>3)を占めている(資料Ⅲ-3)。



\*13 「Regional Comprehensive Economic Partnership」の略。

\*14 製材品や合板、パルプ・チップ等の用材に加え、しいたけ原木及び燃料材を含む総数。このうち、燃料材とは、木炭、薪、燃料用チップ、木質ペレットである。いずれの品目についても丸太換算値。

### (国産材供給量はほぼ横ばい)

我が国における国産材供給量<sup>\*15</sup>は、森林資源の充実や合板原料としてのスギ等の国産材利用の増加、木質バイオマス発電施設での燃料材利用の増加等を背景に、平成14(2002)年の1,692万<sup>3</sup>を底として増加傾向にある。令和2(2020)年の国産材供給量は、前年比0.5%増の3,115万<sup>3</sup>であった(資料Ⅲ-4)。

### (木材輸入)

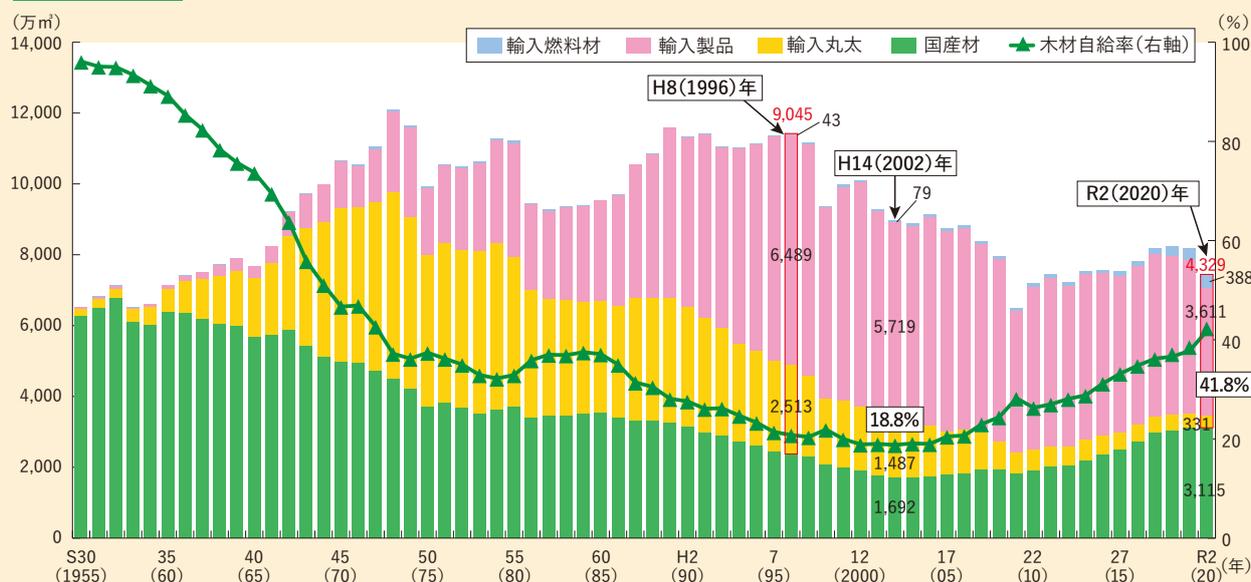
我が国の木材輸入量<sup>\*16</sup>は、平成8(1996)年の9,045万<sup>3</sup>をピークに減少してきており、令和2(2020)年の木材輸入量は、前年比15%減の4,329万<sup>3</sup>となった。そのうち、製材品、木材チップ、合板等の木材製品の輸入量は、前年から16.7%減少して3,611万<sup>3</sup>となった。一方、燃料材の輸入量は前年から12.3%増加して388万<sup>3</sup>となった(資料Ⅲ-4)。

品目別に令和2(2020)年の輸入量(製品ベース)をみると、丸太は、前年比24%減の230万<sup>3</sup>となった。特に、カナダからの輸入は、同国最大手の丸太輸出業者が、令和元(2019)年11月から令和2(2020)年6月まで経営戦略の観点から自社有林の伐採を停止したため、前年比68%減の27万<sup>3</sup>となった。一方、米国からの輸入は前年比4%増の158万<sup>3</sup>となった<sup>\*17</sup>。

製材は、前年比13%減の493万<sup>3</sup>となった。特にEUからの輸入は、フィンランドにおけるストライキの影響等により、前年比8%減の234万<sup>3</sup>となった。また、カナダからの輸入は、北米域内での需要増加と製材価格の高騰により、前年比20%減の118万<sup>3</sup>となった<sup>\*18</sup>。

合板は、前年比13%減の166万<sup>3</sup>となった。特にマレーシアからの輸入は前年比18%減の70万<sup>3</sup>に、インドネシアからの輸入も前年比9%減の70万<sup>3</sup>となった。工場の労働者や

資料Ⅲ-4 木材供給量と木材自給率の推移



資料：林野庁「木材需給表」

\*15 製材品や合板、パルプ・チップ等の用材に加え、しいたけ原木及び燃料材を含む総数。いずれの品目についても丸太換算値。

\*16 製材品や合板、パルプ・チップ等の用材に加え、燃料材を含む総数。いずれの品目についても丸太換算値。

\*17 令和2(2020)年7月2日付け日刊木材新聞1面、令和元(2019)年11月30日付け日刊木材新聞1面

\*18 令和3(2021)年1月7日付け日刊木材新聞5面、令和2(2020)年12月17日付け日刊木材新聞2面

原木の不足、コンテナ不足による運賃上昇が影響した\*19。

集成材は、前年比5%増の102万m<sup>3</sup>となった。令和3(2021)年開催の東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に伴う物流の停滞・混乱を見越して、夏頃まで輸入が大幅に増加した。特にEUからの輸入は、前年比9%増の84万m<sup>3</sup>であった\*20。

木材チップは、前年比22%減の949万トンとなった。新型コロナウイルス感染症の影響

### 資料Ⅲ-5 品目別の木材輸入量の推移



注：計の不一致は四捨五入による。  
資料：財務省「貿易統計」



\*19 令和3(2021)年2月25日付け日本経済新聞20面、令和2(2020)年12月21日付け木材建材ウイクリー: 23-24。  
\*20 令和3(2021)年3月29日付け木材建材ウイクリー: 4-5。

により、オンライン化が進みペーパーレス化が加速したこと等から、紙の需要が減少したことが影響した\*21。特にオーストラリアからの輸入は安価なベトナム産との競合により、前年比39%減の148万トンとなった。ベトナムからの輸入は前年比10%減の331万トンにとどまった。

木質ペレットは、前年比26%増の203万トンとなった。特にベトナムからの輸入は、発電事業者の求める森林認証\*22製品の供給が可能であることから、火力発電所における石炭混焼用の需要が増加し、前年比32%増の117万トンとなった\*23(資料Ⅲ-5)。

### (木材自給率は10年連続で上昇)

我が国の木材自給率\*24は、国産材供給の減少と木材輸入の増加により低下を続け、平成14(2002)年には18.8%まで低下したが、近年は、人工林資源の充実や技術革新等による国産材利用の増加等を背景に、上昇傾向で推移している。

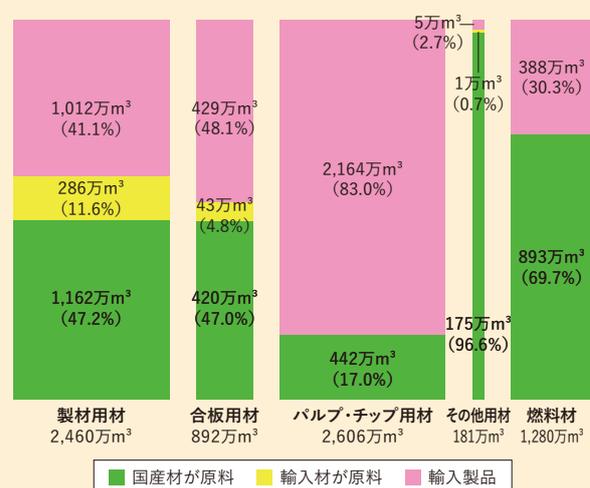
令和2(2020)年は、丸太輸入量が減少するとともに、燃料材の需要及び国産材供給量が増加した結果、木材自給率は前年より4.0ポイント上昇して41.8%(用材部門では35.8%)となった。10年連続で上昇しており、昭和47(1972)年の42.7%以来ほぼ半世紀ぶりに4割台に回復した(資料Ⅲ-4)。自給率を用途別にみると、製材用材は47.2%、合板用材は47.0%、パルプ・チップ用材は17.0%、燃料材は69.7%となっている(資料Ⅲ-6)。

### (3) 木材価格の動向\*25

#### (国産材の製材品価格等)

令和3(2021)年は、新型コロナウイルス感染症の影響で海外において住宅ニーズが高まった結果、輸入木材製品の不足が顕著となり、代替材としての国産材の需要が高まったことから、スギ、ヒノキの製品価格\*26が大幅に上昇した。令和3(2021)年の国産材の製材品価格は、スギ正角\*27(乾燥材)は105,700円/m<sup>3</sup>(前年比39,000円/m<sup>3</sup>)

資料Ⅲ-6 令和2(2020)年の木材需給の構成



注1：しいたけ原木については省略している。  
 2：いずれも丸太換算値。  
 3：計の不一致は四捨五入による。  
 4：「パルプ・チップ用材」のチップ及び、「燃料材」として使用されるチップは、丸太を原料として製造されたチップに限る。  
 5：「製材用材」の「輸入製品」には、集成材等を含む。「パルプ・チップ用材」の「輸入製品」には、再生木材(パーティクルボード等)を含む。  
 資料：林野庁「令和2(2020)年木材需給表」

\*21 日本製紙連合会ホームページ「製紙産業の現状」、令和2(2020)年10月18日付けIndustryEdge「Australian woodchip exports remain low, but prices are solid」、令和3(2021)年1月25日付けIndustryEdge「Woodchip exports continue to fade: down 32% year-ended November」

\*22 森林認証については、第1章第4節(1)85-86ページを参照。

\*23 令和3(2021)年2月4日付け日刊木材新聞8面

\*24 林野庁「令和2(2020)年木材需給表」。木材自給率の算出は次式による。

$$\text{自給率} = (\text{国内生産量} \div \text{総需要量}) \times 100$$

\*25 令和3(2021)年の木材価格の動向については、特集1第1節13-14ページを参照。

\*26 木材市売市場における競り若しくは入札による取引価格又は木材センター及び木材販売業者における店頭渡し販売価格。

\*27 横断面が正方形である製材品。

高)、ヒノキ正角(乾燥材)は132,500円/m<sup>3</sup>(前年比47,000円/m<sup>3</sup>高)となった(資料Ⅲ-7)。

令和3(2021)年の国産針葉樹チップの価格は14,700円/トン(前年比100円/トン安)、国産広葉樹チップの価格は19,300円/トン(前年比100円/トン安)であった\*28。

### (国内の素材価格)

原料となる国内の素材価格\*29においては、国産材製材品や国内で加工する輸入材製材品の需要が高まったこと等により、令和3(2021)年の素材価格は、スギは16,100円/m<sup>3</sup>(前年比3,400円/m<sup>3</sup>高)、ヒノキは25,900円/m<sup>3</sup>(前年比8,700円/m<sup>3</sup>高)、カラマツは13,200円/m<sup>3</sup>(前年比700円/m<sup>3</sup>高)と上昇した(資料Ⅲ-7)。

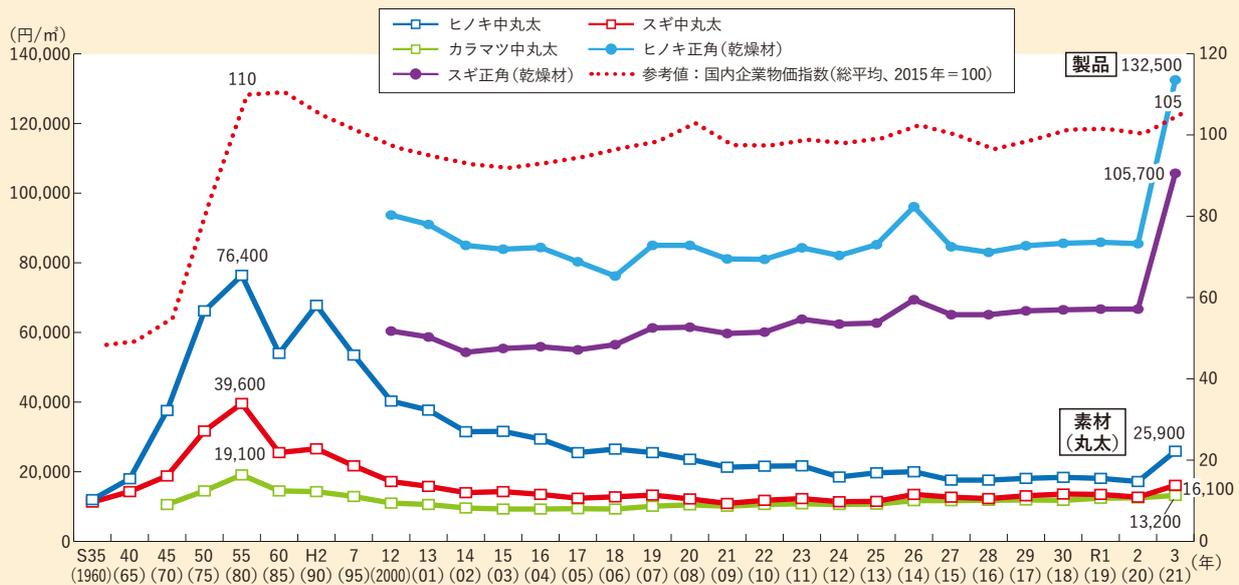
輸入米マツ\*30素材の価格は、令和3(2021)年は上昇し、年平均としては26,600円/m<sup>3</sup>(前年比5,600円/m<sup>3</sup>高)となった\*31。

## (4) 違法伐採対策

### (世界の違法伐採木材の貿易の状況)

2016年12月に国際森林研究機関連合(IUFRO\*32)が公表した報告書\*33によると、2014年の丸太と製材に係る違法伐採木材の貿易額は世界で63億ドル、最大の輸入国は中国で33億

資料Ⅲ-7 我が国の木材価格の推移



注1: 「スギ中丸太」(径14~22cm、長さ3.65~4.0m)、「ヒノキ中丸太」(径14~22cm、長さ3.65~4.0m)、「カラマツ中丸太」(径14~28cm、長さ3.65~4.0m)のそれぞれ1 m<sup>3</sup>当たりの価格。  
 2: 「スギ正角(乾燥材)」(厚さ・幅10.5cm、長さ3.0m)、「ヒノキ正角(乾燥材)」(厚さ・幅10.5cm、長さ3.0m)のそれぞれ1 m<sup>3</sup>当たりの価格。  
 3: 平成25(2013)年の調査対象等の見直しにより、平成25(2013)年以降の「スギ正角(乾燥材)」、「スギ中丸太」のデータは、平成24(2012)年までのデータと必ずしも連続していない。また、平成30(2018)年の調査対象等の見直しにより、平成30(2018)年以降のデータは、平成29(2017)年までのデータと連続していない。  
 資料: 農林水産省「木材需給報告書」、日本銀行「企業物価指数(日本銀行時系列統計データ検索サイト)」

\*28 農林水産省「令和3年木材需給報告書」

\*29 製材工場着の価格。素材とは、製材・合板等の原材料となる丸太(原木)。

\*30 ダグラス・ファー(マツ科トガサワラ属)の通称。

\*31 農林水産省「令和3年木材需給報告書」

\*32 「International Union of Forest Research Organizations」の略。

\*33 平成28(2016)年12月3日付けIUFRO World Series「Illegal Logging and Related Timber Trade」Volume 35。

ドル(全体の52%)であるとされている。また、違法伐採木材は、主に東南アジア(35億ドル)、ロシア(13億ドル)、オセアニア(7億ドル)、アフリカ(5億ドル)及び南米(4億ドル)から輸出されていると報告されている。違法伐採や違法伐採木材の流通は、森林の有する多面的機能<sup>\*34</sup>に影響を及ぼすおそれがあり、また、木材市場における公正な取引を害するおそれがあることから、米国やEUを始め諸外国は、違法伐採木材の取引や輸入を法律や規則で禁止している。

### (政府調達において合法性・持続可能性が確保された木材等の利用を促進)

我が国では、まずは政府調達において合法性・持続可能性が確保された木材等の利用を促進するため、平成18(2006)年に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律<sup>\*35</sup>」(以下「グリーン購入法」という。)に基づく基本方針において、合法性や持続可能性が証明された木材・木材製品を政府調達の対象とするよう明記した。同基本方針に併せて林野庁が作成した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」の証明方法を活用し木材を供給する事業者として、令和4(2022)年3月末現在で、149の業界団体により12,069の事業者が認定されている。

### (「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」による合法伐採木材等の更なる活用)

民間需要においても、平成29(2017)年に施行された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律<sup>\*36</sup>」(以下「クリーンウッド法」という。)により、全ての事業者は合法伐採木材等<sup>\*37</sup>を利用するよう努めることが求められ<sup>\*38</sup>、特に「木材関連事業者<sup>\*39</sup>」は、扱う木材等について「合法性の確認」等の合法伐採木材等の利用を確保するための措置を実施することとなった。この措置を適切かつ確実に行う木材関連事業者は、国に登録された第三者機関である登録実施機関に申請して登録を受けることができる。登録木材関連事業者は、令和4(2022)年3月末時点で、581件登録されている。第一種登録木材関連事業者<sup>\*40</sup>により合法性が確認された木材は、令和7(2025)年度の目標値4,350万<sup>m</sup>³に対し、令和2(2020)年度は約3,000万<sup>m</sup>³(令和2(2020)年の木材需要量の約4割)である。

林野庁では、情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」を公開し、本サイトを通じて合法伐採木材等に関する情報提供や、木材関連事業者の登録促進等の取組を行っている。

なお、政府調達については、グリーン購入法に基づく基本方針の下、木材関連事業者は、クリーンウッド法に則し、合法性の確認や分別管理等をすることとなっている。



合法伐採木材等に関する  
情報提供ホームページ  
「クリーンウッド・ナビ」

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/>

### (国際的な取組)

国際的な取組としては、木材生産国における合法性・持続可能性が確保された木材等の流通及び利用に向けた支援に取り組んでいる。具体的に、令和3(2021)年には、国際熱帯

\*34 森林の有する多面的機能については、第1章第1節(1)55-56ページを参照。

\*35 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年法律第100号)

\*36 「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(平成28年法律第48号)

\*37 我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材等。クリーンウッド法第2条第2項。

\*38 クリーンウッド法第5条

\*39 木材等の製造、加工、販売等を行う者。

\*40 樹木の所有者から丸太を受け取り、加工、輸出等の事業を行う木材関連事業者のうち、登録を行った者。

木材機関(ITTO<sup>\*41</sup>)を通じて、マレーシアにおける持続可能な森林管理体制の構築及びコスタリカにおける違法伐採リスク回避のための人工林経営強化プロジェクトへの支援を開始した<sup>\*42</sup>。

また、アジア太平洋経済協力(APEC<sup>\*43</sup>)の「違法伐採及び関連する貿易専門家グループ(EGILAT<sup>\*44</sup>)」では、違法伐採対策の取組状況についての情報交換が行われた。我が国からはITTOにおける取組等について報告を行った<sup>\*45</sup>。



- \*41 「The International Tropical Timber Organization」の略。ITTOについては、第I章第4節(4)90ページを参照。
- \*42 支援プロジェクトについては、林野庁ホームページ「第57回国際熱帯木材理事会(2021年11~12月、オンライン)の結果について」を参照。
- \*43 「Asia Pacific Economic Cooperation」の略。
- \*44 「Experts Group on Illegal Logging and Associated Trade」の略。
- \*45 林野庁ホームページ「第20回APEC違法伐採及び関連する貿易専門家グループ会合(EGILAT20)の結果について」、「APEC違法伐採及び関連する貿易専門家グループ(EGILAT)のワークショップの結果について」、「違法伐採及び関連する貿易専門家グループ(EGILAT)による「木材合法性の確認に有用な情報源を収集した資料集(コンペンディウム)」の公表について」